

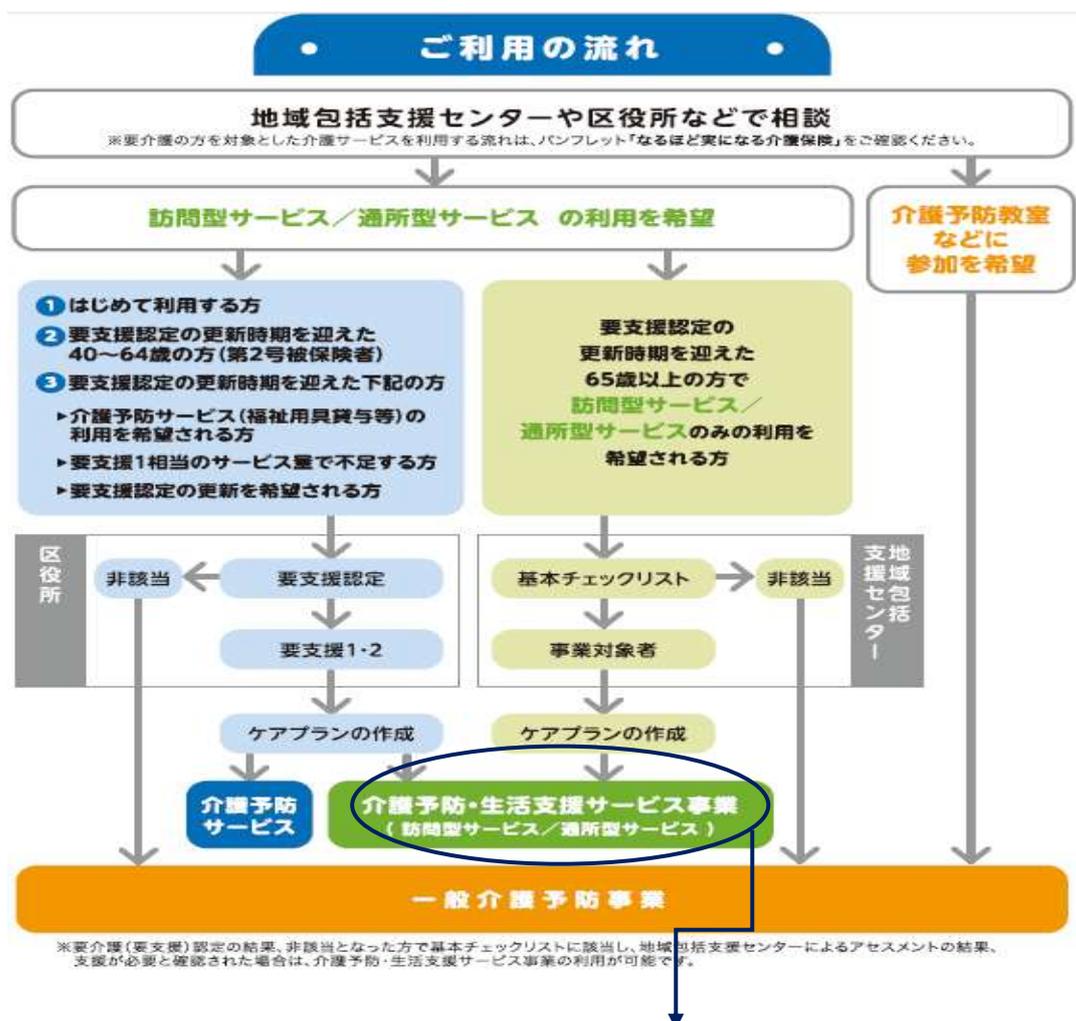
「相談室」通信

発行：西岡病院 医療福祉課 <http://www.nishioka-hosp.jp>

介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました②

平成29年4月より、「介護予防事業」は見直され、介護予防給付のうち、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」について、全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて市町村が効果的かつ効率的に実施することができる「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に段階的に移行されることとなりました。なお上記以外のサービスは、そのまま予防給付に残ります。札幌市では、平成30年3月31日で従来のサービス提供は終了し、「介護予防・生活支援サービス」に完全移行します。

相談室通信 38号でも制度の概要をお伝えしていましたが、今回は再度改めてのご説明と、「介護予防・生活支援サービス事業」の「訪問型」「通所型」の具体的な料金などについてご説明いたします。



介護予防・生活支援サービス(要支援1・2、事業対象者の方が利用できます)

要介護状態にならないために、一定期間生活援助を行うことによって、できる限り住み慣れた地域で生活できるよう支援するサービスです。 (裏に続く)

訪問型サービス ホームヘルパーが訪問し、一人では出来ない調理、掃除、洗濯などの生活援助を行い、自分でできることが増えるよう、支援します。

○訪問介護相当型：サービス費用の目安（1ヶ月につき）

訪問 介護 相当 型	週1回	一般的な利用の場合 (月4回/60分以上の利用)	事業対象者、要支援1・2 11,925円(1割負担1,193円)
	週2回	一般的な利用の場合 (月8回/60分以上の利用)	事業対象者、要支援1・2 23,840円(1割負担2,384円)
	週2回を超える利用の場合		要支援2 37,817円(1割負担3,782円)



※利用回数や時間に依りて料金が異なります。詳しくはケアマネジャーにご確認ください。
 ※その他、看護師などの専門職が介護予防や生活機能の改善に向けた支援を行う「短期集中予防型サービス」もあります。

通所型サービス 事業所において、生活援助を行うほか、その人の生活目標に合わせた運動機能の向上、健康管理、仲間づくりなどを支援します。

○通所介護相当型：4時間以上主に健康管理や日常生活上の支援をいたします

○時間短縮型：4時間未満で、主に運動や機能訓練に特化した支援をします。

通所 介護	週1回	一般的な利用の場合 (月4回の利用)	事業対象者、要支援1 16,700円(1割負担1,670円)
	週2回	一般的な利用の場合 (月8回の利用)	要支援2 34,242円(1割負担3,425円)
時間 短縮	週1回	一般的な利用の場合 (月4回の利用)	事業対象者、要支援1 13,354円(1割負担1,336円)
	週2回	一般的な利用の場合 (月8回の利用)	要支援2 27,388円(1割負担2,739円)



※利用回数に依りて料金が異なります。詳しくはケアマネジャーにご確認ください。

※運動機能向上、栄養改善などの加算をされる場合があります。

※上記の料金のほかに食費等の実費を負担していただく場合があります。

「事業対象者」の支給限度基準額は、要支援1と同じです。

(札幌市ホームページ、パンフレットより抜粋)

上記の内容について詳しくお知りになりたい方は、医療ソーシャルワーカー、お住まいの地区の地域包括支援センターや担当のケアマネジャーにご相談ください。

「地域連携室」のご案内

「医療ソーシャルワーカー」がおりますので、ご相談されたいことや、ちょっと聞きたいこと・・・などありましたら、お声をおかけください。

医療ソーシャルワーカーは以下のようなご相談に対応します。 例えば・・・

「入院や外来受診で分からないこと」 「医療費・生活費の心配」

「社会福祉制度や介護・施設のこと」 その他「誰に相談してよいか分からないこと」・・・など

■ご相談をご希望の際は1階受付・各看護ステーションまでお申しつけ下さい。

また、お電話でのご相談もお受けしております。

(西岡病院 電話:011-853-8322 相談対応時間:月～金 9時～17時 土:9時～12時)

3名で相談対応しております⇒ 医療ソーシャルワーカー:岡村、横田、田附(たつき)